

通所型サービス重要事項説明書

〈 令和7年4月1日 現在 〉

1 通所介護事業者（法人）の概要

名称 法人種別	株式会社サン・ルーム
代 表 者 名	佐 藤 勝 造
所 在 地	宮崎県延岡市平田町2347
連 絡 先	(0982) 38-0298

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

名 称	株式会社サン・ルーム デイサービス皇寿の里
事 業 所 番 号	4572200204
所 在 地	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井5152番1
連 絡 先	(0982) 73-2601
管 理 者	甲 斐 寿 子
利用定員	36名
サービスを提供する対象地域	日之影町 高千穂町

(2) 事業所の職員体制

職 種	人員数	業 務 内 容
管理者	常勤1名	管理・監督 デイサービス業務の統括
生活相談員	常勤1名 (兼務を含む)	新規利用者の調整 計画書の作成・相談・援助
看護職員	1名以上 (兼務を含む)	日常生活上の健康管理 相談 介護 その他必要な業務
介護職員	1名以上	日常生活上の介護 その他必要な業務
機能訓練指導員	常勤1名以上 (看護師兼務)	心身機能低下の防止及び維持回復を図るための訓練の実施 個別機能訓練の計画書作成

(3) 事業所の設備

食堂兼機能訓練室	1 室 (108.28 m ²)	相 談 室	1 室
浴 室	1 室 (一般浴槽・特殊浴槽)	事 務 室	1 室
静 養 室	1 室	マッサージ器	1 台

(4) 業時間及びサービス提供時間

営 業 日	月～日曜日 祭日 8：00～17：30
サービス提供時間	月～日曜日 祭日 9：30～15：00（5時間から7時間未満） 月～日曜日 祭日 9：30～17：00（7時間から9時間未満）
定 休 日	年末年始（12月31日～1月3日）

3 サービスの内容

種 類	内 容
送 迎	迎えは玄関から、送りは玄関まで送迎を行います。
食 事	配膳開始 11：45 利用者の状況に応じて適切な食事形態と食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	体調を考慮し、身体状況に合った入浴を提供いたします。
そ の 他 (介 護)	ご希望や身体状況に応じ、適切な介護サービスを提供いたします。 ○ 着替え・排泄・おむつ交換・施設内の移動の付き添い ○ ひげ剃りや爪切り等の整容・口腔ケアの援助
相談 及び 援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
健 康 管 理	血圧や体温等を測定し、全身状態を把握する。
機 能 訓 練	個別の心身状態を踏まえた機能訓練の目標等を計画書に位置づけ、日常生活や各種レクリエーション等を通して機能回復又は減退を防止し、心身の健康に配慮します。

4 料金

(1) 利用料金

内 容				利用者負担		
				1 割	2 割	3 割
介護保険 法定利用料	介 護 費	通所型サービス 1 利用料／月（利用料／日）		1,798 円 (436 円)	3,596 円 (872 円)	5394 円（1308 円）
		通所型サービス 2 利用料／月（利用料／日）		3,621 円 (447 円)	7242 円（894 円）	10863 円（1341 円）
		サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	通所型サービス 1	24 円	48 円	72 円
			通所型サービス 2	48 円	96 円	144 円
		処遇改善加算Ⅱ			所定単位数×9%	
介護保険適用外		食事（調理・食材費）		500 円		
送迎減算		事業所が送迎を行わない場合		片道 1 割-47 円 2 割-94 円 3 割-141 円 往復 1 割-94 円 2 割-188 円 3 割-282 円		

	通所型サービス 1	通所型サービス 2
利用料／月	1, 7 9 8 円	3, 6 2 1 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）／月	2 4 円	4 8 円
介護処遇改善加算（Ⅱ）／月	1 6 4 円	3 3 0 円
合 計／月	1, 9 8 6 円	3, 9 9 9 円

※ 運動器機能向上と口腔機能向上を希望の方は、別料金が加算されます。

（運動器機能向上加算 2 2 5 円／1 月）（口腔機能向上加算 1 5 0 円／1 月）

※ 若年性認知症の方は、別料金が加算されます。（若年性認知症受入加算 2 4 0 円／1 月）

※ 1 食につき 5 0 0 円の給食費（おやつ代含む）が別途かかります。

※ 若年性認知症受入加算

本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価を行う。6 5 歳の誕生日の前々日までは対象となります。

※ サービス提供体制強化加算

利用者の直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 1 0 0 分の 3 0 以上。

※ 事業所評価加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、評価対象期間（厚生労働大臣が定める期間をいう）の満了日の属する年度の次の年度内に限り 1 月につき所定単位数を加算する。

※ 介護処遇改善加算（Ⅱ）

介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合。介護報酬総単位数にサービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた 1 月あたりの総単位数に介護職員処遇改善加算の率を掛ける。

(2) キャンセル料

無料です。ただし、利用日の前日、若しくは当日の朝 8 時 3 0 分までにご連絡ください。

(3) 利用等のお支払方法

口座引き落としの場合、毎月 2 0 日にご指定の金融機関の口座から引き落としになります。初回の手続きが間に合わない場合、又は介護保険申請中になる場合は利用料金をまとめて振替することになります。

5 サービス内容に関する苦情受付

(株)サン・ルーム デイサービス皇寿の里	(相談窓口) 甲斐 寿子 (解決責任者) 橋 本 敏 幸
	(0982) 73-2601
高千穂町保健福祉総合センター げんき荘 介護保険係	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13
	(0982) 73-1717
国民健康保険団体連合会 介護保険事務局	宮崎県宮崎市下原231-1
	(0982) 35-5111

6 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者の係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

7 緊急時における対応方法

通所介護に当る職員は、現に通所型サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	甲斐 寿子
-------------	-------

- 2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- 3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 4) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- 5) 虐待防止のための研修を定期的実施します。

9 身体拘束について

- ①事業所は、身体拘束等の適正化の指針を整備します。
- ②事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- 1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- 2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- 3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

③身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います

10 衛生管理と感染症等

- ① 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ④ 感染対策の指針を整備します。
- ⑤ 感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ⑥ 感染症が流行する時期等を起案して必要に応じてテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ⑦ 厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- ⑧ 感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

11 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ ☐ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

12 ハラスメント防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置などを講じます。

1 3 非常災害対策

① 災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導 にあたります。

・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。

② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

・大地震等の自然災害等、あらゆる不測の事態が発生 しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に 行います。

③ 定期的に避難、その他必要な訓練を行います。

・消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業員および利用者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

1 4 勤務体制の確保

① 事業所は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護従業者等の勤務体制を整備します。

② 指定通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保します。

採用時研修（2ヶ月以内） 継続研修（年1回以上）

（1）介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させます。

（2）入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、人員及び整備を有します。

（3）入浴介助に関わる職員に対し、移乗や移動、衣服の着脱や洗髪、洗身など入浴に関する一連の動作について、介助者に必要な入浴介助技術・転倒・入浴事故を防ぐリスク管理、安全管理など入浴技術の向上を図るために継続的な研修の機会を確保します。

通所型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

（ 事 業 者 ）

所在地 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井5 1 5 2 番 1

名 称 株式会社サン・ルーム デイサービス皇寿の里

（ 説 明 者 ）

所 属 デイサービス皇寿の里

氏 名

私は、契約書および本書面により、事業者から通所型サービスについての重要事項の説明を受けました。

（ ご利用者 ）

住 所 宮崎県西臼杵郡

氏 名

（ 代 理 人 ）

住 所 宮崎県西臼杵郡

氏 名